

ぎふクリーン農業表示制度における残留農薬自主検査に係る運用

(平成18年3月31日付け農技第386号の4農政部長通知)
一部改正平成19年4月2日付け農技第3号農政部長通知
一部改正平成21年3月30日付け農技第1336号農政部長通知
一部改正平成22年4月1日付け農技第31号農政部長通知

第1 趣旨

この運用は、ぎふクリーン農業表示要綱第6条で定める残留農薬自主検査に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 生産者自身による残留農薬検査の目的

ぎふクリーン農業表示要綱（以下、「要綱」という。）及びぎふクリーン農業表示要領（以下、「要領」という。）に基づくぎふクリーン農業の生産登録及び登録更新を行う際に、生産者自身による農産物の残留農薬検査（以下、「残留農薬自主検査」という。）を要件とすることで、ぎふクリーン農業の信頼性を一層高めるとともに、生産者が確固たる自信をもって、消費者・流通業者等に対して情報公開に努めることでぎふクリーン農産物の安全性、信頼性をアピールすることを目的とする。

第3 検査対象

残留農薬自主検査の区分は、次に掲げるもの以外の農産物とする。

- (1) 花き、きのこ類、加工食品
- (2) 化学合成農薬を使用しないで栽培した農産物
- (3) 残留農薬自主検査を行った農産物と同等の安全性を有していると認められる農産物
ア 残留農薬自主検査をした農産物と同一の地域内において同等の栽培方法により栽培されたものと認められる農産物
イ 残留農薬自主検査前に国又は地方自治体（以下、「行政機関」という。）による検査を受けた農産物と同一の地域内において同等の栽培方法により栽培されたものと認められる農産物
ただし、この場合、当該行政機関から検査結果を入手し、提出が可能な場合に限る。
ウ 知事が特に認める農産物

第4 検査の時期

登録を受けようとする者（以下、「申請者」という。）が実施しなければならない残留農薬自主検査の検査時期は、以下のとおりとする（別図1参照）。

(1) 新規に登録する場合

原則、新規に登録を受けようとする農産物の前作時において、検査を行わなければならない。この場合、申請時の生産計画と同一の栽培内容でなければならない。

なお、登録申請以前に検査が行うことができない場合は、申請者は要領第3条第2項(2)に基づく仮登録の申請を行うこととする。その際、検査は仮登録申請の出荷前に行うものとする。この場合、知事は残留農薬自主検査結果のわかる書類の提出をもって、本登録を行うものとする。

- (2) 登録の更新をする場合
更新時期までに検査を行わなければならない。

第5 検査の検体数

検査の検体数は原則、以下のとおりとする。

- (1) 個人の登録者の場合には、各作物ごとに1検体以上検査するものとする。
- (2) 米・麦・大豆・そば・茶等で複数の栽培者あるいはほ場の収穫物が混合、調整される農産物については、各施設ごとに1検体以上検査するものとする。
ただし、実作付面積が20ha未満の場合で、複数の施設で調整が行われる場合は、複数の施設で調整した対象農産物を対象に1検体以上検査するものとする。
- (3) 上記(2)を除く農作物において複数の構成員からなる団体の登録者で、生産基準や暦により栽培方法が統一されている場合、以下のいずれかの件数について検査するものとする。
- ア 構成員の1割以上に相当する件数（小数点は切りあげ）
- イ 実作付面積を別表1に示す面積で除した件数（小数点は切りあげ）

第6 試料の採取及び分析機関への送付

- (1) 試料の採取
- ア 試料の採取は、申請者自らが行うものとする。
- イ 採取時期は、原則、出荷前とする。
- ウ 試料の品質は、市場等に出荷する状態であり、大きさ、重さ及び熟度ができるだけ均一のものとし、未熟、過熟、破損及び腐敗した試料は用いない。
- エ 米など保存性の高い穀類等においては、収穫後、速やかに試料を採取し検査を実施することとし、長期保管された試料での検査は原則として行わない。
- オ 採取にあたっては、異物の混入や汚染が起こらないように注意を払うとともに、未使用のビニール袋等に試料を入れ、採取日、名前等を記入し、他の試料と混同することのないようにする。
- カ 採取試料はほ場の採取位置等に偏りがないように留意し、原則、以下の数量とする。

農作物	採取量等
複数の栽培者、ほ場の収穫物が混合、調整される農産物	・各施設で処理する対象農産物を1ロットとする。 ただし、実作付面積が20ha未満の場合で、複数の施設で調整が行われる場合は、複数の施設で調整する対象農産物を1ロットとする。
米・麦・大豆・なたね・そば・茶等	・対象ロットから試料を無作為に10回以上抽出採取する。 採取した試料を混合し、その中から検査試料として1kg以上を作成する。
上記以外の作物	・合計5個以上かつ1kg以上採取する。ただし、左記の数量を確保することが困難な場合には別途、県と協議する。

- (2) 分析機関への送付

申請者は品質保全の観点から、試料採取後速やかに第7の(1)の分析機関に送付するものとする。その際に、申請者は、当該試料に係る生産履歴を十分確認したうえ

で、添付することとする。

第7 残留農薬自主検査の分析方法

(1) 分析機関

残留農薬自主検査を行う分析機関（以下、「分析機関」という。）は、次の要件を満たす民間機関とする。

ア 分析結果に対する迅速な対応を求めるため、原則、県内に事業所があること。

イ 分析に必要な機器及び人員を有し、かつ過去3年間に食品の残留農薬分析の実績があること。

ウ 食品衛生法に定める登録検査機関、又は計量法に定める計量証明事業登録機関であること。

エ 厚生労働省から食品衛生外部精度管理調査実施機関として具備すべき要件の適合を受けた機関が実施する食品衛生法施行規則に定める食品衛生外部精度管理検査に準ずる食品衛生精度管理比較調査に毎年参加している機関で、原則として成績がZスコアが2以下であること。

(2) 分析法

原則、市販混合標準品を用いた「農薬多成分一斉検査法（迅速分析法）」とし、分析操作は、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について（一部改正）（平成19年12月28日付け食安発第1228004号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（以下、「食品安全部長通知」という。）」を参考に検討し、十分な精度管理、定量限界及び回収率を有するものとする。

(3) 検出下限値

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準（同法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量又は同法第11条第1項に基づく食品、添加物等の規格基準（以下、「農薬残留基準」という。）の1/10以下又は食品安全部長通知等を目安に設定すること。

(4) 分析項目

農林水産省及び県衛生部局の検査項目等を参考に、150成分以上とする。

ただし、上記成分数の分析が困難な農産物については、申請者は、その取り扱いについて別途、知事と協議するものとする。

第8 残留農薬自主検査結果等の報告について

(1) 申請者は、分析機関より残留農薬自主検査結果の報告があった場合、速やかに内容を確認することとする。

(2) 申請者は、(1)の確認の結果、すべて農薬残留基準以下であれば、当該検査結果を登録申請書に添付し、提出するものとする。

(3) 申請者は、(1)の確認の結果、農薬残留基準超過のおそれがある農薬が検出された場合は、速やかに農林事務所に報告するとともに、検査に供した試料と同時期に収穫した農産物を試料として当該農薬について再検査を行い、安全性が確認されるまで出荷等を自粛するものとする。

(4) 農林事務所長は(3)の報告の内容を確認した結果、違反等が明らかになった場合には、農政部長に速やかに報告するものとする。

(5) 農政部長は、(4)の報告を受けた場合、申請者及び関係機関に連絡するとともに、以下の指導等を申請者に行うものとする。

- ① 農薬使用基準違反の場合
農薬不適正使用防止のための指導を行う。
 - ② 農薬残留基準を超過した（超過する恐れが高い）場合
 - ア 当該検査対象の生産ほ場及び周辺ほ場における農薬の使用状況、農薬散布器具等からの農薬混入の可能性等超過原因の究明に努め、必要な指導を行う。
 - イ （３）の再検査及び出荷自粛がなされていない場合は、これを要請する。
 - ③ 農薬使用履歴に記載されていない農薬が検出された場合
当該検査対象の生産ほ場及び周辺ほ場における農薬の使用状況、農薬散布器具等からの農薬混入の可能性等超過原因の究明に努め、必要な指導を行う。
- (6) 申請者は（５）の指導をうける場合には、積極的に協力しなければならない。

第9 残留農薬自主検査結果と生産登録（新規、更新）について

知事は、第8の（2）により登録申請書に添付された残留農薬自主検査結果について以下の事項を確認したのち、生産登録することとする。

- (1) 残留基準値を超過していないこと
- (2) 農薬使用基準違反がないこと

第10 残留農薬自主検査に関する表示について

- (1) 残留農薬自主検査の表示に関する要件

以下の要件を満たす場合に限り、残留農薬自主検査について表示を行うことができるものとする。

- ① 登録後、作付年度ごとに上記「第5 検査の検体数」により自主検査をし、その検査結果がいずれも以下を満たすこと。
 - ア 残留農薬基準値が超過していないこと
 - イ 農薬使用基準違反がないこと。
- ② 収穫時期が長期（複数月以上）にわたる作物の場合については、以下のとおりとする。
 - ア 個人の登録者の場合には、栽培暦（防除基準）等において農薬使用が最も多い月で1回以上検査する。
 - イ 複数の構成員からなる団体の場合には、上記「第5検査の検体数」の検体数の範囲において概ね毎月検査するものとする。ただし、月別の検査件数は農薬使用状況（回数）に応じて配分するようにする。
- ③ 夏秋ハウレンソウ等年に複数回作付する場合については、以下のとおりとする。
 - ア 個人の登録者の場合には、農薬使用が最も多い作付時で1回以上検査する。
 - イ 複数の構成員からなる団体の場合には、上記「第5. 検査の検体数」の検体数の範囲において概ね毎作検査するものとする。ただし、作別の検査件数は農薬使用状況（回数）に応じて配分するようにする。

- (2) 残留農薬自主検査に関する表示方法

(1)の要件を満たした場合には、残留農薬自主検査をしている旨の表示をできるものとする。表示方法は別に定めるものとする。

第11 残留農薬自主検査結果の公表について

- (1) 知事は報告のあった登録に関する残留農薬自主検査結果について、公表するものとする。なお、検査値が食品及び添加物の規格基準（残留農薬基準）を超えたことが明

らかな場合には、その都度情報を公開することとする。

- (2) 登録者は残留農薬自主検査をした場合には結果を積極的に公開に努めるものとする。
特に、自主検査に関する表示を行う場合には、ホームページ等でその内容等を公開に努めるものとする。

第12 その他

その他、残留農薬自主検査に関して必要な事項については、別に知事が定めるものとする。

附 則

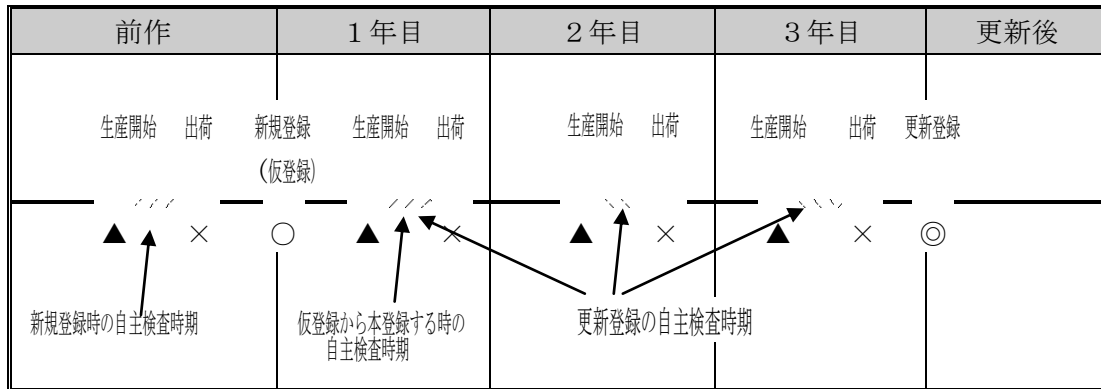
本運用は、平成18年4月1日より施行するものとする

本運用は、平成19年4月2日より施行するものとする

本運用は、平成21年4月1日より施行するものとする

本運用は、平成22年4月1日より施行するものとする

別図1 「第3 検査の時期」関係



別表1 「第5 検査の検体数」関係

作物名		面積ha	備考
野菜	根菜類・いも類	20	にんじん、だいこん、さといも等
	葉菜類	10	ほうれんそう、こまつな、きゃべつ等
	果菜類	2	とまと、きゅうり、いちご等
	その他	10	えだまめ、たまねぎ、ねぎ、ふき等
果樹		10	かき、なし、りんご、もも等
特作（茶を除く）		10	こんにゃく、ウコン等

別表2 「第10(1) 残留農薬自主検査の表示に関する要件」関係 例

作物名	構成員	収穫時期	検査 件数	検査時期
米	100	9月	1	9月
ニンジン	1	6月	1	6月
ダイコン	52	8月	5	8月(5件)
ナシ	33	7月～9月	3	7月(1)、8月(1)、9月(1)
エダマメ	47	6月～9月	4	6月(1)、7月(1)、8月(1)、9月(1)
トマト	120	7月～10月	12	7月(2)、8月(4)、9月(3)、10月(2)
	1	7月～10月	1	8月(1)
ホレンソウ	300	7月～10月 作付回数 (5)	30	1作目(2)、2作目(8)、 3作目(10) 4作目(7)、5作目(3)
	1	7月～10月 作付回数 (5)	1	3作目(1)